

## 北海道告示第10761号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第2項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の設置者から届出事項の変更について届出があった。

なお、同法第8条第2項の規定に基づき、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、書面により平成30年2月20日までに北海道上川総合振興局産業振興部商工労働観光課に到着するよう提出することができる。

平成29年10月20日

北海道知事 高橋 はるみ

### 1 届出事項の概要

#### (1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

株式会社西條名寄店  
名寄市西4条南8丁目

#### (2) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

株式会社西條 代表取締役 西條 敬弘  
名寄市西3条南6丁目25番地1

#### (3) 変更しようとする事項

大規模小売店舗の施設の配置に関する事項  
駐輪場の位置

（変更前）届出書添付図面「施設配置図（変更前）」に表示

（変更後）届出書添付図面「施設配置図（変更後）」に表示

#### (4) 変更する年月日

平成29年10月2日

#### (5) 変更する理由

北西駐車場の一部に建屋（銀行）建設予定のため

### 2 届出年月日

平成29年9月29日

### 3 届出書等の縦覧

#### (1) 縦覧場所

北海道経済部地域経済局中小企業課及び北海道上川総合振興局産業振興部商工労働観光課

#### (2) 縦覧期間

平成29年10月20日（金）から平成30年2月20日（火）まで（日曜日、土曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日、平成29年12月29日、平成30年1月2日及び同月3日を除く。）

#### (3) 縦覧時間

午前8時45分から午後5時15分まで

### 4 その他

縦覧については、名寄市に対しても協力依頼を行う予定であるので、縦覧場所、時間等については名寄市へ問い合わせること。